

# 迷惑電話対策機器の購入補助金



架空請求詐欺やオレオレ詐欺など、電話を介した特殊詐欺の被害を未然に防止するため、電話機や録音機器を新たに購入した高齢者世帯へ、その購入代金の一部を補助します。

## 補助を受けられる方

- ・幌延町に住所があり、実際に居住している65歳以上の方のみで構成する世帯の方
- ・住民税などの滞納のない方

## 補助の内容

- ・対象となる機器の購入金額に5分の4を乗じた額を補助します
- ・補助の上限は8,000円です
- ・一世帯につき対象となる機器1台、1回限りの交付となります

### 補助対象機器

- ・電話の受信時に音声を録音することを伝えるメッセージが流れ、会話を自動録音する機能を持つ家庭用固定電話機または家庭用固定電話機に接続する録音機器(令和5年4月1日以降に購入したもの)

## 申請書類

- ・幌延町特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金交付申請書(役場に用意しています)
- ・対象となる機器を購入した際の領収書の写し
- ・購入した機器のカタログまたは取扱説明書の写し
- ・補助金の振込口座の通帳の写し

## 申請の期限

- ・対象機器の購入後1ヵ月以内



## 申請及び問い合わせ先

- ・役場住民生活課生活グループ(電話5-1112 告知端末機5-8812)